

議会議案第1号

北朝鮮の核実験実施に関する意見書

北朝鮮は10月9日、国際社会の強い懸念と非難を押し切って核実験を強行した。

このような北朝鮮の行為は、我が国、北東アジア、ひいては世界に対する重大な脅威であり、国際社会の平和と安全のために断じて許すことができない。

このため、先般、国連安全保障理事会において北朝鮮に対する制裁決議が全会一致で採択されるなど、国際社会の強い意志が明確にされたところである。

よって、国におかれては、今後とも外交努力を重ね国際社会と協調して、衆参両院における決議に基づき、北朝鮮に対し一切の核実験と核兵器開発を中止させるなど、我が国の安全保障、さらには世界の平和と安全のために、万全の対策を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年11月28日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
財務大臣
経済産業大臣
防衛庁長官
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第二号

石川県の行政全般に係る基本的かつ総合的な計画を議会の議決事件として定める条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第二項の規定に基づき、石川県の行政全般に係る基本的かつ総合的な計画(以下「総合計画」という。)の策定等を議会の議決すべきものと定めることにより、議会が政策の実現に向けてより積極的な役割を果たすとともに、県民に対する責任を担いながら、実効性及び透明性の高い総合計画の策定に参画し、もって県民の視点に立った県行政の推進に資することを目的とする。

(議会の議決)

第二条 知事は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその基本的な事項について、議会の議決を経なければならない。

(立案過程における報告)

第三条 知事は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、その立案の過程において、その基本的な事項を議会に報告しなければならない。

(実施状況の報告)

第四条 知事は、毎年度、議会の議決を経た総合計画に係る実施状況を取りまとめ、その概要を議会に報告しなければならない。

(意見の申出)

第五条 議会は、社会経済情勢の変化その他の理由により、議決した総合計画を変更し、又は廃止する必要があると認めるときは、知事に対し意見を申し出ることができる。

附則

1 この条例は、公布の日から施行し、同日以後に策定する総合計画について適用する。

2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に策定されている石川県新長期構想「世界に開かれた文化のくにづくり構想」は、第一条に規定する総合計画とみなして、第二条から第五条までの規定(第二条及び第三条の規定にあっては、策定に係る部分を除く。)を適用する。

議会議案第三号

石川県議会委員会条例の一部を改正する条例

石川県議会委員会条例（昭和三十一年石川県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第四条第二項中「はかつて」を「諮つて」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

第四条に次の二項を加える。

3 第一項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第二条の二第二項の例による。

第十条中「議長」を「議会」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

第十条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定により議会運営委員及び特別委員の辞任を許可したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

第十七条中「法令又は条例に基く」を「法律に基づく」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会議案第四号

石川県議会議規則の一部を改正する規則

石川県議会議規則（平成三年石川県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条に次の一項を加える。

2 委員会が、議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長名をもって、議長に提出しなければならない。

第三十九条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員会提出に係る議案は、委員会に付託しない。ただし、議会の議決で付託することができる。

第七十四条第二項中「第九十九条の二第三項」を「第九十九条の二第四項」に改める。

第二百二条及び第一百十条中「第三十九条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第二項」を「第三十九条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第三項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議会議案第五号

石川県議会傍聴規則の一部を改正する規則

石川県議会傍聴規則（昭和三十五年石川県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「傍聴」を「会議の傍聴」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議会議案第6号

看護職員の確保対策の充実強化に関する意見書

昨年末にまとめられた「第6次看護職員需給見通し」では、5年後の2010年においても、看護職員は依然として約1万6千人が不足すると見込まれている。

また、本年4月の社会保険診療報酬改定において、これまでよりも高額の入
院基本料を算定できる手厚い看護区分が新設され、これに対応するため、一部
の大病院が看護師の大量募集に動き出し、その影響で、中小病院の中には看護
師の確保に支障が生じているところもあると言われている。

このため、国においては、今回新設の看護区分の運用について、当分の間、
特に手厚い看護を必要とする病棟単位の算定方式を導入するなど、看護師の需
給動向に十分配慮した見直しを早急に行う必要がある。

また、国が示した医療制度改革を実現するためには、急性期医療の手厚い看
護配置や、療養病床での人員配置の引上げ、在宅医療における看護のマンパワ
ーなど、すべての看護実践現場において、確実な知識と技術に基づいた水準の
高い実践能力を有する看護労働力の確保が不可欠である。

よって、国におかれては、国民誰もが安心して質の高い医療・看護をひとし
く受けられるよう、また、地域における保健、医療、福祉を担う看護職員が十
分に確保されるよう、各種対策の充実強化に努められるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月15日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

森林整備・保全を求める意見書

森林・林業・木材産業を取り巻く情勢は、国内産材の価格低迷により林業採算性の向上には至っていない状況にある。

このことから、森林所有者による適切な林業経営、森林管理の実施は困難を極め、林業生産活動は停滞し、粗放化等による荒廃森林の拡大を憂慮している。

森林は、木材生産のみならず、地球温暖化防止、国土保全といった国民の暮らしと環境を支える重要な役割を果たしている。

特に、地球温暖化防止対策について京都議定書で定められた二酸化炭素削減目標を達成し、森林による二酸化炭素吸収目標3.9%減を確保するためにも、森林整備・保全の推進が強く求められている。

また、豪雨、台風、豪雪等により、国内各地で激甚な山地災害が発生していることから、安全な国土基盤を形成する上でも、災害に強い森林の整備・保全を推進する必要がある。

よって、国におかれては、森林整備・保全の推進と、山村・林業活性化を図るため、支援体制の充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月15日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣
林野庁長官
内閣官房長官

あて

議会議案第8号

「日本司法支援センター」の更なる体制整備・充実を
求める意見書

司法制度改革の一環として、法律サービスをより身近に受けられるようにするため総合法律支援法が2年前に施行された。

同法に基づき「日本司法支援センター」（愛称・法テラス）が設立され、10月2日、全国で一斉に業務を開始した。

法テラスは「身近な司法」実現へ中核となる組織で、情報提供、民事法律扶助、司法過疎対策、犯罪被害者支援、国選弁護の事務などを主な業務としているが、業務開始の初日だけで全国で約2,300件もの相談があり、期待のほどがうかがえる。

今後、法的トラブルの増加が懸念されることや、2005年と2006年に鳥取県や茨城県において実施された4回の試行結果から、相談件数が年間100万～120万件を超えると予測されていることから、法テラスは時代の大きな要請に応える機関であり、これに対応できるだけの体制整備が望まれる。

よって、国におかれては、法テラスの体制を更に充実させるため、下記の事項について早急には実施されるよう強く要望する。

記

- 1 全国で22人しか配置されていないスタッフ弁護士を早急に大幅増員すること。
- 2 司法過疎対策を推進し、いわゆる「ゼロワン地域」を早急に解消すること。
- 3 高齢者、障害者などの司法アクセス困難者への配慮として、訪問や出張による相談等を実施すること。
- 4 「法テラス」について、特に高齢者、障害者、外国人、若者等に配慮し、きめ細かく周知徹底を図ること。
- 5 利用者の利便性を鑑み、「法テラス」は日曜日にも業務を行うこと。
- 6 メールによる相談サービスを早期に導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月15日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第9号

「マザーズハローワーク」の早期全国展開を求める意見書

少子化の要因の一つとして、子育てに対する「経済的負担」が挙げられている。働く女性の約7割が第1子出産を機に離職しているとのデータがあるが、出産・育児を経て再雇用を望む女性が少なくない。12歳未満の子どもを持ちながら求職活動を行っている女性は全国に約70万人、就業を希望していながら求職活動を行っていない者も約180万人存在している状況である。

そのような中、2006年4月に少子化対策の一環として、就職を希望する子育て中の女性を支援するために「マザーズハローワーク」が開設された。求職者一人ひとりの希望や状況を踏まえたきめ細かな対応が好評で、多くの方に利用され成果を挙げている。

しかしながら、「マザーズハローワーク」の設置は、全国12カ所11都道府県（札幌、仙台、千葉、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡、北九州）にとどまっており、現在、サービスは大都市圏に集中している。そこで厚生労働省は、既存のハローワーク内に「マザーズサロン」（仮称）を設置し、同様のサービスを全国展開したいとしている。

再就職を希望する子育て中の女性は潜在的に多数いることに加え、少子高齢化による本格的な人口減少が見込まれる中で、社会の支え手を増加させる観点からも、子育て女性に対する再就職の促進を図ることは喫緊の課題である。

よって、国におかれては、「マザーズハローワーク」未設置の36県に対し「マザーズサロン」（仮称）設置を早期に実現されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月15日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第10号

国際刑事裁判所条約の早期批准を求める意見書

戦争犯罪や集団虐殺、人道に対する罪などを犯した個人を裁く国際刑事裁判所への加盟は、国際社会にとって最も深刻な罪の不処罰を許さないという我が国の決意の表明である。

アジアの主要国である我が国の加盟は更に多くの国が加盟することを促進し、重大犯罪を犯した者に対する国際的な包囲網を広げることに貢献すると考えられる。

また、国際社会における重大な犯罪行為の撲滅と予防、法の支配の徹底のために、日本が早期に国際刑事裁判所の加盟国となってこれを支えていくことには大きな意義がある。

よって、国におかれては、早急に犯罪人引渡し等の手続法など関係する国内法の整備等を進め、早期に国際刑事裁判所条約の批准をするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月15日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
外務大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第11号

私立大学休学者の学費軽減に関する意見書

大学を休学した際の学費の取扱いについて、国立大学では、大半の大学で全額が免除されているが、私立大学においては、年間学費の全額あるいは半額が徴収されている。

関西の私立大学を中心に低額の「在籍料」に切り替えるところも出てきているが、国立と私立との大きな差が生じている。

休学の理由は、病気や留学に加え、最近では経済的事情も増えているとされており、休学したにもかかわらず、学費を徴収されることによって、退学せざるを得ない事態となれば、本人はもとより父母にとっても大変不幸なことである。

よって、国におかれては、諸般の事情によりやむを得ず休学する学生に対し、国立、私立間の対応の格差を是正するような対策を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月15日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

まちづくり支援に関する意見書

本年5月に、いわゆるまちづくり三法といわれる都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法の3つの法律のうち、都市計画法及び中心市街地活性化法の改正が行われた。

都市計画法の改正では、床面積1万平方メートルを超える大規模集客施設の郊外への立地を大幅に規制し、「第二種住居地域」「準住居地域」「工業地域」には原則として立地が出来なくなった。

また、中心市街地活性化法の改正では、基本計画の認定を受けた中心市街地の再生に意欲のある市町村に対し、重点的に支援されることとなった。

今回の改正のねらいは、大規模集客施設の郊外立地を規制し、商店街を含めた中心市街地の再生を図っていくことにある。

よって、国におかれては、各種の関連事業についての情報提供を積極的に行い、中心市街地における都市機能の適正立地と再生に意欲的な地方自治体に対する支援の強化が図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月15日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

あて